第十三条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）がその区域内において設置される一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、別表第十七の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）がその区域内において設置される市町村のうち一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該年度の前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積
―――――――――――――――――――――――――――――
複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

3　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設がその区域内において設置されるすべての市町村（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の当該年度の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。

4　一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、第八条にかかわらず、当該施設の設置の工事が、四月一日から九月末日までに開始される場合にあっては工事が開始される日が属する会計年度から、十月一日から翌年三月末日までに開始される場合にあっては工事が開始される日が属する会計年度の翌会計年度から、当該施設の使用が開始される日の属する会計年度までの期間に交付するものとする。

第十四条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）がその区域内において設置される一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、別表第十八の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　原子力発電密接関連施設（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設を除く。）に係る交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条において「申請年度」という。）の前々会計年度における年間の稼働実績（使用済燃料の再処理施設にあってはトンを単位とする使用済燃料の年間処理量、混合酸化物燃料の加工施設にあってはトンＨＭを単位とする混合酸化物燃料の年間加工量、実用ウラン濃縮施設にあってはトンＳＷＵを単位とする製品ウランの年間生産量、廃棄施設にあっては本を単位とする容器（二百リットルドラム缶相当）の年間搬入量をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、前項にかかわらず、当該施設の種類に応じた設備能力を表す数に当該施設の種類に応じて別表第十八備考二、八、十又は十四に定める金額をそれぞれ乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。

3　原子力発電密接関連施設（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設に限る。）に係る申請年度の前々会計年度の末日における貯蔵量（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の貯蔵量、再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量、使用済燃料の貯蔵施設にあってはトンを単位とする使用済燃料の貯蔵量をいう。以下この項において同じ。）が、申請年度の前々会計年度の末日における最大貯蔵能力（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最大貯蔵能力、再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力、使用済燃料の貯蔵施設にあってはトンを単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、第一項にかかわらず、当該施設の種類に応じた最大貯蔵能力を表す数に当該施設の種類に応じて別表第十八備考四、六又は十二に定める数をそれぞれ乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。ただし、一の申請年度の前々会計年度の末日における貯蔵量が最大貯蔵能力の十分の八以上になった施設に対しては、当該申請年度以降、この項の規定は適用しない。

4　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）がその区域内において設置される市町村のうち一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該年度の前三項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積
―――――――――――――――――――――――――――――
複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

5　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設がその区域内において設置されるすべての市町村（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の当該年度の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。

6　一の原子力発電密接関連施設に係る前五項の交付金は、第八条にかかわらず、当該施設の廃止が開始される日が属する会計年度の翌会計年度から、当該施設が廃止される日が属する会計年度までの期間に交付するものとする。

第十五条　廃止に関する計画が確実である事業所（機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下同じ。）の設置の用に供されるものに限る。）の所在市町村に対して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額及びこれに隣接する市町村（原子力発電供用施設隣接市町村若しくは原子力発電供用施設隣々接市町村のうち文部科学大臣が地域経済の自力的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。）に対して原子力発電供用施設所在等都道府県を経由して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額の合計額は、それぞれ一億円とする。

2　市町村合併により、原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の事業所の廃止に関する計画が確実となった場合にあっては、当該事業所に係る本条の交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

（交付限度額の特例）

第十六条　主務大臣は、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、第四条から前条までの規定にかかわらず、別に主務大臣が定める金額を交付金の交付限度額とすることができる。

（交付金の交付申請）

第十七条　交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が、特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。